

『財産債務調書提出制度の創設 国税庁が通達改正・FAQ発表』

国税庁はこのほど、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の取扱いについて」（法令解釈通達）を一部改正した。

通達では、財産の評価における見積価額の具体的な算定方法が示された。土地の場合では、1) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額、2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額3) その年の翌年1月1日から調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額、のいずれかによる。財産の用途が兼用の場合は用途欄に「一般用、事業用」などと併せて記載できるほか、土地付建物のマンションなどのように複数の区分からなり、分離した算定が困難な財産は一体のものとして価額を算定し、いずれかの区分にまとめて記載できるとした。

財産債務調書と国外財産調書を両方提出する場合は、国外財産に係る事項は国外財産調書に記載、財産債務調書と財産債務調書合計表には、国外財産調書に記載した合計額を転記する。国外の債務は、財産債務調書に記載しなければならない。同時に発表されたFAQでは、調書の記載例や財産の所在の記載一覧表等を掲載している。



『パンフレットを作成・公表 円滑な資金供給促進—金融庁』

金融庁は、担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けた事業者向けパンフレット「円滑な資金供給の促進に向けて」を作成、公表した。同庁は、金融機関が上記趣旨にて、事業者に対し円滑に資金を供給するよう促している。

パンフレットは、事業者がこうした同庁の取り組みを知り、金融機関と相談する際の参考にしてもらうのが目的。パンフレットは(1) 事業性評価に基づく融資等の促進(2) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進(3) 「短期継続融資」を通じた運転資金融資の円滑化(4) 個別融資に係る検査手法の見直し—の4章からなる。それぞれ、事業者の声や金融機関の声なども紹介。ビジュアル中心の親しみやすい構成となっている。

「経営者保証に関するガイドライン」の章を見ると、ガイドラインでは(1) 法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている(2) 法人のみの資産・収益力で借金返済が可能と判断し得る(3) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている—といった経営状況が認められる場合に、金融機関は経営者保証を求めないことや、既存の保証契約の解除などを検討することとなっている旨を説明。日本商工会議所中小企業振興部部長の声なども掲載している。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます